回答自治体名:<u>大熊町</u> 担当課室:<u>復興事業課</u>

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、 環境省ホームページに掲載する予定です。

> ※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。 ※該当しない項目については空欄のままで構いません。

- ① 除染特別地域内の除染(国の直轄除染)に関する御意見があればご記入をお願いします。
 - ・除染の措置等の実施については、関係機関と調整しながら進めるとなっているが、関係機関と は何処なのか明記すること。(環境省の判断ではダメなのか)
 - ・特別措置法の中には、帰還困難区域の除染は行わないとの文言は無いが、年間積算量が50ミリシーベルト以下になる地域については実施するとなっており、なぜ、自然減衰等により線量が低減しているのにモデル除染や拠点除染での実施となるのか、除染をしても部分的なため区域の見直しも出来ず復興への足がかりに繋がらない、区域の見直しを視野に入れて、除染の終了した隣接地から本格除染の実施が出来る仕組みの構築を定めること。
 - ・山林の除染について、宅地・農地・道路等から20mの範囲で除染(堆積物の除去)を実施しているが、平地部の面積の大きい山林については四方から除染をしても、中心部にかけての面積が除染されずに残ってしまう、また、山間部では殆ど除染されず、空間線量に変動が見られることから本格的な除染の実施を定めること。
 - ・今後、建物解体と合わせての除染が考えられるが除去物と解体物等、仮置き場の大きな面積の 確保が必要となってくる、これらを考慮し早急な除去土壌の減容化や焼却施設の整備が出来るよう に定めること。
 - ・基本方針に掲げる長期的目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを 目指すとなっているが、帰還するため(文科省)の数値と同じであり住民の考え方に相違がある、 今回の調査には該当しないが帰還を目指す目標値を示して頂きたい。

2	汚染状況重点調査地域内の除染(市町村除染)に関する御意見があればご記入をお願いします。
3	中間貯蔵に関する御意見があればご記入をお願いします。
	・町に対して詳細な説明を願いたい。

ご協力ありがとうございました。